

# 材 料 検 査 実 施 基 準

(24交建工第1443号)

平成25年4月

東京都交通局

建設工務部

## 目 次

第1条	目 的	1
第2条	適用範囲	1
第3条	検査の執行区分	1
第4条	検査の命令	1
第5条	検査請求	1
第6条	検査の立会	1
第7条	検査の方法	1
第8条	理化学試験の手続き等	2
第9条	技術的基準	2
第10条	検査結果判明後の措置	2
第11条	検査結果の報告	2
第12条	特殊な品目の材料検査	2
第13条	単価契約における材料検査	2
別表-1	品目別材料検査区分表（土木工事）	5
別表-2	品目別材料検査区分表（建築・機械設備工事）	11
別表-3	品質検査の方法及び検査対象の範囲	21
提出様式一覧表		23
書類の流れ		24
材料検査実施基準解説		25
参考-1	材料検査に関する根拠規定	29
参考-2	試験研究機関一覧表	33

# 材料検査実施基準

## 第1条（目的）

この基準は、東京都交通局検査事務要綱第23条の規定に基づき、建設工務部において施行する工事又は製造（以下「工事等」という。）に使用する工事材料の検査（以下「材料検査」という。）について必要な事項を定める。

## 第2条（適用範囲）

この基準は、原則として建設工務部の土木工事、建築工事、機械設備工事等の材料検査に適用する。なお、これによりがたい場合は、別途検査事務の主管課長と工事等の主管課長で協議し定める。

## 第3条（検査の執行区分）

工事等の材料検査は、それぞれの工事について別表1、2に定める区分に従い、検査員又は監督員が行う。ただし、別表1、2による区分が適当でないとする場合は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長で協議し区分を変更することができる。

## 第4条（検査の命令）

検査事務の主管部長は、契約が締結されたときは、速やかに検査員を指名し、当該契約にかかる材料検査を命じる。

2. この基準により監督員が行う材料検査については、当該契約について監督を命ぜられたときをもって、その者に検査命令があったものとする。

## 第5条（検査請求）

検査員は、契約の相手方から材料検査請求書が提出されたときは、速やかに検査を行う。

2. 監督員は、契約の相手方から材料検査請求兼検査書が提出されたときは、速やかに検査を行う。

## 第6条（検査の立会）

検査員又は材料検査を行う監督員（以下「検査職員」という。）は、材料検査を行うときは、契約の相手方に立会を求めなければならない。

2. 前項の場合において、契約の相手方が立ち会わない場合は、欠席のまま検査を行うことができるものとする。
3. 検査員は、その行う材料検査については、原則として監督員又は工事等の主管課長が指定する職員に立会を求めるものとする。

## 第7条（検査の方法）

材料検査の方法は、次に掲げるとおりとする。

### （1）品質検査

品質検査の方法及び検査対象の範囲は、別表3に定めるとおりとする。

### （2）数量検査

数量検査は、工事等に使用する材料の数量を、検査職員が設計図書に照らして検査するものとし、その方法は次による。

- ア、検量による検査：使用前に直接材料を計量する。
  - イ、出来形による検査：使用後に出来形等により間接的に確認する。
2. 工事現場において、材料検査の方法が適当でないと認められる場合は、施工担当課（所）長の承認を得て、その方法を変更することができる

#### 第8条（理化学試験の手続き等）

- 検査職員は、理化学試験を受けさせるときは、契約の相手方に試験委嘱指定申請書を提出させ、試験委嘱機関指定書を交付する。
2. 検査職員は、前項の場合、原則として公的な第三者試験研究機関を指定するものとする。ただし、公的な第三者試験研究機関が委嘱すべき試験を行っていない場合又は公的な第三者試験研究機関の所在地が、材料の搬入経路から特に離れている等利用に不便な場合は、試験設備を有する製造業者等を指定することができる。
- なお、原則として検査職員の立会いは不要であるが試験設備を有する製造業者等を指定する場合は、検査職員又は施工担当課（所）長の指定する職員が立会うものとする。

#### 第9条（技術的基準）

理化学試験の項目、供試体の採取基準、理化学試験の省略限度その他材料検査の技術的基準については、標準仕様書、特記仕様書、日本工業規格、日本農林規格等の定めるところによる。

#### 第10条（検査結果判明後の措置）

- 検査員は、材料検査を完了したときは、すみやかに契約の相手方及び監督員に合否を通知し、不合格品がある場合は、契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。
2. 監督員は、品質検査の結果不合格品がある場合は、ただちに契約の相手方にこれを引き取らせなければならない。ただし、材料の性質上、使用後に理化学試験の結果不合格と判明したものは、再度、別の方法による検査を検討し、さらにその結果も不合格となったものについては、工事等の主管課長又は建設工務部長の指示による。

#### 第11条（検査結果の報告）

- 検査員は、材料検査を完了したときは、所定の書類に必要な事項を記入し、検査事務の主管課長に報告する。
2. 監督員は、材料検査が全て完了したときは、所定の書類に必要な事項を記入し、施工担当課（所）長に報告する。
3. 監督員は、その行う材料検査について、次に掲げる場合は、その都度、施工担当課（所）長に報告する。
- (1) 使用前に不合格と認めて引き取りを指示したとき。
  - (2) 使用後に理化学試験の結果等が不合格と判明したとき。

#### 第12条（特殊な品目の材料検査）

この基準の別表1、2に記載のない品目の検査は、検査員又は監督員が行うものとし、検査の執行区分及び検査方法は特記仕様書に定められているものを除き、検査事務の主管課長と工事等の主管課長で協議し定めるものとする。

#### 第13条（単価契約における材料検査）

単価契約における材料検査は、すべて監督員が行うものとし、検査方法はこの基準の別表又は特記仕様書に定められている場合を除き、施工担当課（所）長の指示を受ける

ものとする。

なお、第3条、第5条、第10条の規定は適用しない。

附則（12 交建工第 942 号）

この基準は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。

附則（24 交建工第 1443 号）

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

#### 参 考

「東京都交通局工務部材料検査基準」の経緯

制 定	昭和 5 1 年 1 2 月 2 1 日	5 1 交工第	4 8 4 号
統合により廃止	平成 1 3 年 3 月 3 0 日	1 2 交建工第	9 4 2 号

「東京都交通局地下高速電車材料検査実施基準」の経緯

制 定	昭和 5 8 年 1 2 月 1 日	5 8 交建建第	4 5 3 号
統合により廃止	平成 1 3 年 3 月 3 0 日	1 2 交建工第	9 4 2 号



## 別表- 1

### 品目別材料検査区分表 (土木工事)



別表1 品目別材料検査区分表  
土木工事

品名		執行区分		検査方法						提出書類の区分		備考	材料番号	
				品質			数量			承諾	監督			
		検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量	出来形					
鉄筋コンクリート	使用材料		○	○	○	○					○		土木工事標準仕様書 第2章第5節	
セグメント	完成品	○		○		○								
球状黒鉛鑄鉄(ダクタイル)セグメント		○		○		○					○		同第2章第6節	
地下鉄駅部用鋼管柱		○		○	○	○					○		同第2章第7節	
道床砕石			○		○						○	○		
洗砂利			○		○						○	○		101
コンクリート用砕石			○			○					○	○		102
コンクリート用砕砂			○			○					○	○		103
コンクリート用洗砂			○		○						○	○		104
アスファルト混合物用洗砂		材料として使用する場合は課長指示、素材の場合検査不要										105		
構造用軽量コンクリート骨材		〃										106		
砂			○		○						○	○		107
クラッシュラン			○			○	○				○	○		109
再生クラッシュラン			○		○		○				○	○		110
粒度調整砕石			○			○	○				○	○		111
再生粒度調整砕石			○		○		○				○	○		112
単粒度砕石			○			○					○	○		113
スクリーニングス		材料として使用する場合は課長指示、素材の場合検査不要										114		
砕石ダスト			○		○						○	○		115
道路用鉄鋼スラグ			○			○	○				○	○		116
舗装用石粉			○			○					○			117
割ぐり石			○		○						○	○		118
改良土			○		○						○	○		120
鉄筋コンクリート用棒鋼			○			○					○	○		215
一般構造用圧延鋼材			○			○					○			201
溶接構造用圧延鋼材			○			○					○			202
配管用炭素鋼管			○			○					○	○		208
一般構造用炭素鋼管			○			○					○	○		209

品名	執行区分		検査方法					提出書類の区分		備考	材料番号
			品質			数量		承認	監督		
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検査				
ステンレス鋼材		○			○		○	○			211
PC鋼線及びPC鋼より線		○			○			○			217
PC鋼棒		○			○			○			218
ワイヤーロープ		○			○				○	同第2章第8節	
摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット		○			○			○			224
六角ボルト		○			○				○	同第2章第9節	
六角ナット		○			○				○	同第2章第10節	
平座金		○			○				○	同第2章第11節	
鋼管ぐい		○			○		○		○		218
ポルトランドセメント		○			○			○			301
高炉セメント		○			○			○			302
フライアッシュ		○			○			○			304
コンクリート用高炉スラグ微粉末		○			○			○		同第2章第12節	
セメント系固化材		○		○				○			306
一般用レディーミクストコンクリート		○	○			○		○		同第2章第13節	307
舗装用レディーミクストコンクリート		○	○			○		○			308
水中用レディーミクストコンクリート		○	○			○		○			309
セメント処理混合物		○	○			○		○			310
遠心力鉄筋コンクリートぐい		○			○			○			339
プレテンション方式遠心力高強度プレストレストコンクリートぐい		○			○			○			340
石油アスファルト	材料として使用する場合は課長指示、素材の場合検査不要									401	
ポリマー改質アスファルトⅠ型	〃									402	
ポリマー改質アスファルトⅡ型	〃									403	
ポリマー改質アスファルトⅢ型-W	〃									404	
ポリマー改質アスファルトH型	〃									405	
石油アスファルト乳剤		○			○			○	○		408
アスファルト混合物		○			○			○	○		410

品名	執行区分		検査方法				提出書類の区分		備考	材料番号
			品質			数量		承諾		
	検査員	監督員	試験	確認	照合	書類	検量			
再生加熱アスファルト混合物		○				○		○		411
アスファルト処理混合物		○				○		○		415
再生加熱アスファルト処理混合物		○				○		○		416
エッチングプライマー		○			○			○		501
一般用さび止めペイント		○			○			○		504
亜酸化鉛さび止めペイント		○			○			○		505
シアナミド鉛さび止めペイント		○			○			○		506
合成樹脂調合ペイント		○			○			○		508
防水材(シート系)		○		○				○	○	

注1) 提出書類の区分の欄における「承諾」とは「承諾申請書」を、「監督」とは「監督員資料」をいう。「監督員資料」は、「報告書の提出」または「施工計画書への記載」により資料とする。

注2) 検査方法のうち、数量の欄の「検量」と「出来形」の両方に○印を付した材料は、原則として、設置後の数量確認が容易なものは出来形による検査、困難なものは検量による検査とする。

注3) 「材料番号」とは、「土木材料仕様書(東京都建設局)」における材料番号を示す。

注4) 本表は、記載されている材料を本体構造等に用いる場合を想定しており、受注者の責により施工を行う仮設物等に用いる場合は、監督員に確認を行い、「監督員資料」とする。

注5) 道路占用工事・受託工事等、工事完了後、各管理者へ引継ぎを行う箇所・工種においては、引継ぎ先の材料検査実施基準に基づいて検査を行うこと。



## 別表- 2

### 品目別材料検査区分表 (建築・機械設備工事)



別表2 品目別材料検査区分表

1. 建築工事

- ・試験は材料検査請求書に基づき検査員が行う立会試験。
- ・確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
  - ① は、試験成績表による。
  - ② は、設計図書又は、製作図による。
  - ③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
土工事	土(埋戻し、盛土)		②		
地業工事	既製コンクリート杭			○	JIS規格品等の場合
	鉄筋			○	JIS規格品の場合
	コンクリート		①		
	割り石、砂、砂利		②		
	再生砕石		②		
鉄筋工事	鉄筋			○	JIS規格品の場合
コンクリート工事	コンクリート		①		
	合板型枠			○	JAS規格品の場合
	鋼製デッキプレート		②		
鉄骨工事	鋼材			○	JIS規格品の場合
	高力ボルト			○	JIS規格品等の場合
	高力ボルト(トルシア型)		②		
	デッキプレート製品		②		
コンクリートブロック ALCパネル及び 押出成形セメント板工 事	ブロック			○	JIS規格品の場合
	ALCパネル			○	JIS規格品の場合
	押出成形セメント板		③		
防水工事	ルーフィング			○	JIS規格品の場合
	塗膜防水主材			○	JIS規格品の場合
	シーリング			○	JIS規格品の場合
石工事	石材		②③		
	テラゾーブロック		②		
タイル工事	タイル		③		
木工事	木材		②③		
屋根及びとい工事	長尺金属板		②		
	折板		②		
	とい		②		

- ・試験は材料検査請求書に基づき検査員が行う立会試験。
- ・確認による検査の欄における種別は、次の区分による。
  - ① は、試験成績表による。
  - ② は、設計図書又は、製作図による。
  - ③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
金属工事	金属製品		③		
	金属材料		②		
左官工事	左官材料		③		
建具工事	アルミニウム製建具		②		
	鋼製建具類		②		
	木製建具		②		
	シャッター		②		
	防煙垂壁		②		
	連動制御盤		②		
	自動ドア		②		
	ガラス		③		
	ガラスブロック		③		
	アコーディオンカーテン		③		
掲示板		③			
カーテンウォール	PCカーテンウォール		②		
塗装工事	塗料		③		
内装工事	内装材料		③		
ユニットその他工事	ユニット製品(内部)		②		
サイン工事	サイン		②		
	点字案内板		②		
外構工事	ユニット製品		②		
	舗装材料			○	JIS規格品の場合
	舗装工事製品		②		
植栽工事	樹木		②		
	株物		②		
	芝類		②		
その他		この表にない品目については、工事主管課長がその都度定める。			

注:上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

2. 機械設備工事

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は、製作図による。

③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	水槽類(一体型)		①		
	水槽類(パネル型)		②		
	架台類		②		
	ボールタップ		②		
	ボイラー類		①		
	温水発生機		①		
	燃焼機器類		②		
	警報・安全装置		②		
	膨張タンク		①		
	ポンプ類(含水中)		①		
	防振架台		①		
	ヘッダー類		①		
	煙 道		②		
	減圧弁		③	○	
	管 類			○	
	継手類			○	
	配管用支持金物		③		
	配管用接合材料			○	
	配管用補助材料		③		
	防振継手類		③		
	可とう継手類		③		
保温材・外装材・補助材		③	○		
塗装材・防錆材			○		
一般用弁類			○		

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は、製作図による。

③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
共通工事	電磁弁類			○	
	ストレーナ類			○	
	計器.メータ類			○	
	気水分離器			②	
	水処理装置			②	
	オイルサービスタンク			②	付属品含む
	オイルストレージタンク			②	○
	マンホール蓋類				○
	弁きょう類			③	
	鋳鉄製製品			②	
	製作金物			②	工具棚、ポンプ穴蓋等
	防震材料			②	
	収納棚			②	
	工具類			②	
給水・消火・衛生設備工事	ろ過装置		①		
	飲料用冷水機		②	○	
	消火栓箱及び付属品			②	
	消火設備機器			②	アラーム弁、末端試験弁、送水口、採水口、ヘッド類及び付属品、消火器、送水口地
	消火栓弁類			②	
	衛生器具類			③	○ 付属品含む
	自動洗浄装置			②	
	手 摺			②	
ベビーチェア			③		

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は、製作図による。

③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
給水・消火・衛生設備工事	ベビーシート		③		
	水栓類		②	○	
	量水器		②	○	
	定水位調整弁		②		
	散水栓箱		②		
	節水装置		②		
給湯設備工事	貯湯タンク		①		
	温水発生機		①		
	貯湯式電気温水器		②		
	自動給湯装置		②		
	湯沸器類		③	○	
	浴槽		③		
	排気筒		③		
排水設備工事	グリース阻集器		②		
	床排水金物類		③		
	通気金物類		③		
	掃除口類		③		
	トラップ類		③		
	桝材		③		
	洗濯機パン		③		
厨房器具設備工事	冷蔵庫類		②		
	流し・作業・コンロ台類		②		
	棚類		②		
	家庭用電気コンロ		②		
	警報・安全装置		②		

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。  
 ① は、試験成績表による。  
 ② は、設計図書又は、製作図による。  
 ③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
熱源機器設備工事	冷温水発生機		①		
	チラー		①		
	冷凍機		①		
	冷却塔		①		
空気調和機設備工事	ユニット形空気調和機		①		
	ファンコイルユニット類		①		
	パッケージ形空気調和機		①		
	エアークリフ		①		
	空気清浄機		①		
	真空掃除機		①		
	送風機類		①	○	排煙機は(一財)日本建築センターの性能評定マークを照合
	全熱交換器		①		
	圧力扇		②		
	換気扇類及び付属品		②		ウェザーカバー、木枠等
	自動ブロー装置		②		
風道設備工事	亜鉛鉄板			○	規格証明書等
	塩ビ被覆塗装鋼板		②		
	吹出口・吸込口類		②		
	排煙口・開放装置類		②		
	ダンパー類		②	○	FDは(一財)日本建築センターの性能評定マークを照合
	特殊ダンパー		②	○	漏煙性能
	フード類		②		

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は、製作図による。

③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
風道設備工事	風量ユニット類		①		
	グリスフィルター		②		
	スパイラルダクト		③		
	ダクト接続材料		③	○	
	ダクト吊り金物		③		
	たわみ継手		③	○	排煙用は国土交通大臣 認定品
	点検口		②		
	風量測定口		③		
	チャンバー		②		
	パネルダクト		②		
	消音装置		②		
	消音エルボ		②		
	消音材及び付属品		②		
自動制御設備機器	動力制御盤	○	①		
	自動制御盤	○	①		
	監視盤	○	①		
	開閉器箱	○	①		
	分電盤	○	①		
	端子盤	○	①		
	接地端子箱	○	①		
	温湿度検出器類		③		
	温湿度調整器類		③		
	操作機器類		③		
	補助機器類		③		

(注)確認による検査の欄における種別は、次の区分による。

① は、試験成績表による。

② は、設計図書又は、製作図による。

③ は、見本(現物見本)、カタログによる

検査の種類 工事等の区分	品 目	試験	確認	照合	備 考
自動制御設備機器	煤煙濃度計		②	○	
	感震器		②	○	
その他関連工事	電動機		①		
	電線類			○	
	電線管			○	
	ケーブルラック		②		
	プルボックス		②		
	配線器具類		②		
	インターホン		②		
	スイッチ類		②		
	水位電極スイッチ		②		
	照明器具類		②		
	コンクリートトラフ		②		
	機械架台		②		
	コンクリート		①		
	鉄筋				○
	鋼材				○
骨材類		②			
エレベータ設備工事	機器類及び付属品		①②		

注:上表の品目で、JISその他の規格品は、照合による検査を行う。

## 検査の方法及び検査対象の範囲

種 類	検 査 方 法	検査対象材料の範囲
試験による検査	<p>1. 公的な第三者試験研究機関（国立、公立、その他これに準ずる試験研究機関、大学等）において試験を行い、その結果得られた試験成績表に基づき検査をする。</p> <p>2. 検査職員の立会いの上、材料の製作者の試験設備（工場、試験場等）において試験を行い、その結果得られた成績表に基づき検査をする。</p>	<p>1. 「試験を行う検査」の対象品目。</p> <p>2. 別表1、2に記載のない品目で次の項目に該当するもの。</p> <p>① 工事に重要な材料または特注品で、試験による検査によらなければ材料の適否を判断できないと認められるもの</p> <p>② 新製品、特殊製品等で当該製品の品質性能を判定する必要がある材料。</p> <p>3. 設計図書で試験による性能等の確認を指定されているもの。</p> <p>4. 別表に示す試験省略限度未満のものについては、試験を省略することができる。</p>
確認による検査	<p>現場観測、設計図書、見本品、カタログ、製作図、試験成績表（ミルシート）等の確認。</p>	<p>1. 「試験を行う検査」「照合による検査」の対象品目になっておらず、かつ次の条件のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 現場において見本品、カタログ等との整合性が確認できるもの。</p> <p>② 定性的な内容について規定されており現場において材料の良否が観測判定できるもの。</p> <p>2. 「試験を行う検査」の4.により試験を省略したもの。</p>
照合による検査	<p>規格を証明するマーク、規格証明書等と現品との照合。</p>	<p>「試験を行う検査」の対象品目になっておらず、かつ次の条件のいずれかに該当するもの。</p> <p>① J I S等規格品で、規格を証明するマークが表示されているもの。</p> <p>② J I S等規格品で、規格証明書が現品と照合できるもの。</p>
書類による検査	<p>使用前に規格証明書、配合計画書等の書類を審査することにより判定し、使用後に「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録、理化学試験の結果、出来形及び工事記録写真等により確認。</p>	<p>① 「土木工事施工管理基準」の品質管理基準の対象品目に規程されているもので、施工管理記録簿等により品質の確認ができるもの。</p> <p>② 「アスファルト混合物事前審査制度」の対象品目されているもの。</p>



# 提出様式一覧

※ 提出書類の様式については、受注者等提出書類処理基準（東京都交通局建設工務部）を参照のこと。

## 1 請負工事関係(共通) 【材料】

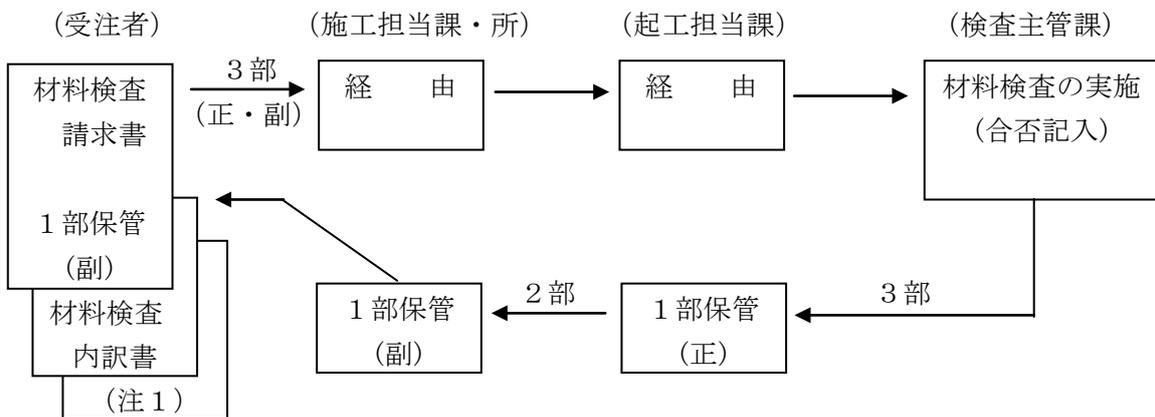
- ・ 材料検査請求書(第〇回) 【検査員検査の場合】 [統-20]
- ・ 材料検査内訳書 [部-10]
- ・ 材料検査請求兼検査書 【監督員検査の場合】 [局-12]
- ・ 試験委嘱師弟申請書 【公的機関で試験を実施する場合】 [統-23]

## 書類の流れ

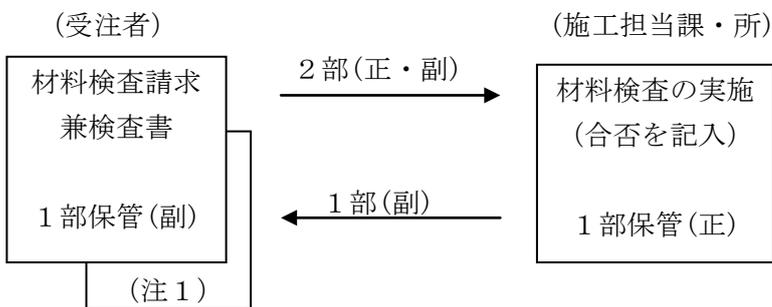
材料検査等の書類については、原則として次のように行う。

### (1) 受注者提出用書類

#### ① 検査員が行う材料検査



#### ② 監督員が行う材料検査



(注1) 材料検査に必要な品質管理上の成績表、規格証明書、材料の試験成績表等を添付する。

## 材料検査実施基準解説

### 【用語説明】

- ・ 検査事務の主管課長：局検査の案件では、資産運用部会計課長。各部検査の案件では、建設工務部長が指定する課長を指す。
- ・ 工事等の主管課長：当該工事に関連する設計担当、起工担当、施工担当等の課長を指す。事案が発生した際に、関連部署で協議すべき事項は本記載とした。
- ・ 施工担当課(所)長：当該工事の施工管理を担当する課長(工務事務所長及び各保線管理所長)を指す。事案が発生した際に、当該課長のみで判断可能と思われる事項は本記載とした。

### 【条文解説】

#### 第1条(目的)

#### 第2条(適用範囲)

#### 第3条(検査の執行区分)

検査と監督の兼職をさける趣旨から、材料検査は検査員が行うことを原則としているが、すべての品目を限られた検査員で実施することは困難であるため、別表執行区分のとおり、検査員の行うべき検査と監督員の行うべき検査を区分した。監督員が材料検査を行う材料の選定に当たっては、次の項目について考慮した。

- (1) 工事現場にひんばんに搬入され、かつ工事の性質上、搬入後すみやかに使用しなければならないもの。
- (2) 工事現場にひんばんかつ大量に搬入され、かつ市街地等の狭隘な現場で使用されることが多く貯蔵が著しく困難なもの。
- (3) J I S規格品等品質管理された工場製品で、信頼度が高いもの。
- (4) 工事現場等での確認が容易なもの。
- (5) 検査の内容が比較的単純で特に経験等を要しないもの。

また、別表1、2によらず、検査事務の主管課長と工事等の主管課長の協議により執行区分を変更する場合は、原則として発注前の協議とし、特記仕様書に当該材料の執行区分を記載する。契約後に変更する場合は、書面(局-106様式)をもって受注者に通知を行うものとする。

#### 第4条(検査の命令)

東京都交通局検査事務要綱に基づき、局検査となった場合は、資産運用部長が検査員(資産運用部会計課検収担当職員及び検査員の兼務を命ぜられた

職員)を選任し、各部検査となった場合は、建設工務部長が検査員(部検査員)を選任する。

#### 第5条(検査請求)

材料検査は、現場で使用する状態で行うものとし、工場で素材として使用するもの(生コンクリートの骨材、セメント及びアスファルト混合物の骨材、アスファルト等)については、配合計画書等で確認することとし、別表検査基準にかかわらず、あらためて材料検査は行わないものとする。

また、生コンクリートのスランプ、アスファルト混合物の現場着温度、その他欠陥品の取り扱い等必要な記録は、「土木工事施工管理基準」等に基づく施工管理の記録等を利用することとする。

2、建築工事での鉄骨工事は、特記により現寸、建方の工場検査を行う。また、設備工事においても、特記により自動制御設備機器の工場検査を行う。

#### 第6条(検査の立会)

監督員が行う材料検査においては、特に必要ある場合を除き、他の職員の立会いを要しないものとする。特に必要ある場合における、他の職員の立会いの要否については、施工担当課(所)長の指示による。

#### 第7条(検査の方法)

材料検査の内容を、品質検査と数量検査に分け、さらにそれぞれの検査方法を次の考え方で区分した。

##### (1) 品質に関する検査方法

品質に関する検査方法を、理化学的性質の検査を中心に、別表3のように区分し対象品目を定めた。特にJ I S等指定品目(当該品目又はその包装、容器、もしくは送り状にJ I Sマーク等を付すことができる品目)については信頼性も高いことからJ I Sマーク等との照合による検査でよいこととした。

確認又は照合となっている品目については、量の多少を問わず原則として試験を行う必要はないが、製造者の規格証明書、成績証明書等により確認できない場合、J I S等規格との照合ができない場合、または納入された材料に疑義が生じた場合などについては試験を行うことができる。

##### (2) 数量に関する検査方法

原則として、ブロック類のように設置後の数量確認の容易なものについては、出来形等により使用後に間接的に把握する方法(出来形による検査)とし、杭等のように、設置後の数量の確認が困難なものについては使用前に直接、材料を計量する方法(計量による検査)によるものとする。

## 第8条（理化学試験の手続き等）

### 第9条（技術的基準）

土木工事については、標準仕様書に定めがあるのでそれによることとし、定めのないものについては、特記仕様書によるものとする。また、建築工事、設備工事については、交通局においては、技術的基準が定められていないため、東京都建築工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、改修工事標準仕様書、J I S等の規格及び特記仕様書等によることとする。

### 第10条（検査結果判明後の措置）

監督員が検査する場合は、材料の性質上、使用後に理化学試験成績の不合格が判明したり、施工管理記録簿の確認する段階で不合格が判明する場合がある。この場合、構造物の取り壊し等が予想されるため、工事等の主管課長又は建設工務部長の指示により処理する。

### 第11条（検査結果の報告）

検査結果の報告については、以下のとおり処理する。

また、第3項に定める場合の報告は、その都度、施工担当課(所)長に報告することとし、第10条第2項に基づき対応する。

	処理方法
検査員検査	検査完了後、材料検査請求書に添付されている材料検査内訳書に合否を記入し、検査事務の主管課長に報告する。
監督員検査	検査完了後、材料検査請求兼検査書に合否を記入し、施工担当課（所）長に報告する。

#### ※受注者への検査結果の通知

	処理方法
検査員検査	検査完了後、材料検査請求書に添付されている材料検査内訳書に合否の記入されているものの副を、受注者あて返却する。
監督員検査	検査完了後、材料検査請求兼検査書に合否を記入したものの副を、受注者あて返却する。

#### 第 12 条（特殊な品目の材料検査）

別表 1、2 に定めのない特殊な品目の材料検査の執行区分は、検査事務の主管課長と工事等の主管課長が協議のうえ、別表 1、2 に準じ、「本体構造物となる二次製品である」「工事費に占める割合や材料費が高額である」等を考慮して定めるものとする。

また、検査事務の主管課長と工事等の主管課長の協議は、原則として発注前の協議とし、特記仕様書に当該材料の執行区分を記載する。契約後に定めた場合は、書面(局-106 様式)をもって受注者に通知を行うものとする。

#### 第 13 条（単価契約における材料検査）

単価契約で処理する工事は、現場が広範囲に散在していたり工事の施工が断続的に頻発したりするものであるので、検査員の検査になじまないものである。

従って別表の検査区分に関係なく、すべて監督員が検査を行うものとする。

## 材料検査に関する根拠規定

### 1) 地方自治法

#### 第 234 条の 2 (契約の履行の確保)

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。)をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

### 2) 地方自治法施行令

#### 第 167 条の 15 (監督又は検査の方法)

2 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づいて行わなければならない。

### 3) 東京都交通局契約事務規程

#### 第 5 5 条 (契約事務の担当部所)

契約に関する事務は、資産運用部において処理する。ただし、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 4 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とするもので、売買、賃借、請負及び寄託(現金及び有価証券の寄託を除く。)の契約以外の契約並びに次に掲げる契約に関する事務は、当該部において直接処理することができる。

#### 第 6 2 条の 5 (監督員の職務の特例)

監督員は、請負契約について契約の相手方がその給付を行なうために使用する材料のうち別に定めるものの検査を行なうものとする。

#### 第 6 2 条の 6 (監督員と検査員の兼職の禁止)

監督員の職務は、特別の必要がある場合を除き、検査員の職務と兼ねることができない。

#### 第 6 3 条 (検査)

3 検査に関する事務は、資産運用部長が統轄する。

#### 第 6 4 条 (検査の区分及び検査事務の担当部所)

検査は、検査員による検査と検査員以外の者による検査とする。

2 検査員による検査は、資産運用部において行う局検査と当該事業を主管する部において

行う各部検査とによる。

- 3 第55条ただし書の規定により当該部で処理する契約の履行に関する検査で検査員によるものは、当該部で行う各部検査とする。

#### **第69条の3及び4(検査員の一般的職務)**

- 3 検査員は、前2項に定める契約について、契約の相手方がその給付を行うために使用する材料につき、仕様書、設計書その他の関係書類(当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)に基づき、その内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 4 前3項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。

#### **4) 東京都交通局検査事務要綱**

##### **第4条(検査の種類)**

- (5) 材料検査 契約の相手方がその給付を行うために使用する材料の確認をするための検査

##### **第22条(材料検査)**

検査員は、工事又は製造に使用する材料について、検査関係書類により、これらに適合した材料かどうかを検査しなければならない。ただし、契約事務規程第62条の5に規定する監督員が行う材料検査は除く。

- 2 検査員は、材料検査を完了した場合において、検査関係書類に適合しない材料があるときは、契約の相手方に必要な指示を行うものとする。

##### **第23条(材料検査の実施基準)**

検査員は、材料検査を行うときは、別に定める材料検査の実施基準に基づき、試験、確認その他の方法により行うものとする。

#### **5) 工事請負契約書(契約約款)**

##### **第12条(工事材料の品質及び検査等)**

工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合は、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において発注者又は監督員の検査を受けて使用するものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 発注者又は監督員は、受注者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、受注者は、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材

料については、遅滞なく工事現場外に搬出しなければならない。

## 6) 土木工事標準仕様書(東京都交通局)

### 2. 2. 2 工事材料の検査

- (1) 受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

また、設計図書において事前に監督員の検査(確認を含む)を受けるものと指示された材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督員に提出し、検査(確認を含む。)を受けなければならない。

## 7) 建築工事標準仕様書(東京都)

### 1. 4. 4 材料の検査等

- (1) 工事に使用する材料は、東京都検査事務規定に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。

- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある材料及び規格、基準等の規格証明書が添付された材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り扱うことができる。

- (3) 材料の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。試験の実施に先立ち試験計画書を作成し、監督員に提出する。

- (4) 設計図書で試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱に基づく試験機関の一覧表」に示された(財)東京都防災・建築まちづくりセンター、(一財)建材試験センター等の I 類の試験機関において実施する。

なお、選定した試験機関は、監督員の確認を受ける。

- (5) (4)以外の試験は、次による。

ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所及び試験機関の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。

なお、試験機関は、材料の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。

イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (6) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

- (7) 試験の結果は、「1.2.5 試験、施工の記録(1)」により、監督員の承諾を受ける。

## 8) 機械設備工事標準仕様書(東京都)

### 1. 1. 4. 5 機材の検査等

- (1) 工事に使用する機材は、「東京都検査事務規定」(昭和 43 年訓令甲第 175 号)に定める材料検査の実施基準に基づく検査に合格したものとする。

- (2) 設計図書に定める JIS 若しくは JAS のマーク表示のある機材又は規格、基準等の規格証明書が添付された機材は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとして、取り

扱うことができる。

(3) 機材の品質及び性能を試験により証明する場合は、設計図書に定められた試験方法による。試験の実施に先立ち試験計画書を作成し、監督員に提出する。

(4) 試験は、次による。

ア 試験は、試験機関又は工事現場等適切な場所で行い、その場所及び試験機関の決定に当たっては、監督員の承諾を受ける。

なお、試験機関は、機材の品質及び性能の確認のために必要な組織体制、試験設備、試験技術、試験の実績等を有するものから選定する。

イ 試験は、原則として、監督員の立会いを受けて行う。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(5) 検査又は試験に直接必要な費用は、受注者の負担とする。

(6) 試験の結果は、「1.1.2.5 試験、施工の記録(1)」により、監督員の承諾を受ける。

## 試験研究機関一覧表（参考）

（平成24年4月）

番号	試験機関の名称 (公益法人)	所在地	電話番号	受託試験項目	
				コンクリート	鉄筋
1	(財)東京都防災・ 建築まちづくりセンター	東京都品川区 東大井 1-12-20	03-3471-2691	○	○
2	(一財)建材試験センター 武蔵府中試験室	東京都府中市 四谷 6-31-10	042-351-7117	○	○
3	(一財)建材試験センター 浦和試験室	埼玉県さいたま市 桜区中島 2-12-8	048-858-2790	○	○
4	(一財)建材試験センター 横浜試験室	神奈川県横浜市 港北区新吉田東 8-31-8	045-547-2516	○	○
5	(一財)建材試験センター 船橋試験室	千葉県船橋市 藤原 3-18-26	047-439-6236	○	○
6	(一財)日本品質保証機構 関東機械試験所	東京都品川区 東大井 1-8-12	03-3474-2525	○	○
7	(一社)建築研究振興協会 戸田試験所	埼玉県戸田市 新曾 2213	048-420-5077	○	○
8	(一社)建築研究振興協会 八王子試験所	東京都八王子市 石川町 2683-12	042-645-7275	○	○
9	(一社)東京都溶接協会	東京都江東区 大島 3-1-11	03-3685-7984	—	○
10	(財)東京都道路整備保全 公社 土木材料試験センター	東京都江東区 新砂 1-9-15	03-5683-1550	○	○

○：実施、—：未実施

※ 本表は参考として代表的な試験研究機関を掲載したものであり、材料検査等に当たっては、他の機関も利用できる。